

# 鳴門教育大学教育実習総合支援センター規則

平成31年3月13日

規則第 25 号

改正 令和2年3月19日規則第7号

令和3年4月14日規則第12号

令和4年3月 9 日規則第19号

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）（以下「学則」という。）第20条の規定に基づき、鳴門教育大学教育実習総合支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 センターは、鳴門教育大学学校教育学部、鳴門教育大学大学院学校教育研究科、各附属学校、各種教育関係機関及び地域社会と密接な連携のもと、教員としての実践的指導力の育成及び教育現場における今日的な課題に対応する実践的研究の推進に資することを目的とする。

## (部門及び業務)

第3条 センターにおいては、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる部門を置き、当該各号に掲げる業務を行う。

### (1) 実地教育部門

- イ 実地教育に関する研究並びに実地教育及び介護等体験の実施に関すること。
- ロ 実地教育及び介護等体験において学生が抱える問題を解決するための指導助言等に関するこ
- ハ その他実地教育及び介護等体験の円滑な履修に必要な措置に関するこ
- ニ その他実地教育部門の業務に関し必要な事項

### (2) 教職大学院（教科・総合系）実習部門

- イ 教科・総合系が開設する各実習の実施における教育委員会、連携協力校及び現職教員勤務校（現任校）（以下「連携協力校等」という。）との連絡・調整に関するこ
- ロ 連携協力校等への研修支援及び連携協力校等からの相談等の業務に関するこ
- ハ その他教育委員会及び連携協力校等との連携に関し必要な事項

### (3) 教職大学院（教職系）実習部門

- イ 教職系が開設する各実習の実施における連携協力校等との連絡・調整に関するこ
- ロ 連携協力校等への研修支援及び連携協力校等からの相談等の業務に関するこ
- ハ その他教育委員会及び連携協力校等との連携に関し必要な事項

### (4) N-CBT部門

- イ 教育実習参加自己診査システム（New Computer Based Testing）（以下、「N-CBT」という。）の運営に関するこ
- ロ N-CBTに係る広報・普及に関するこ

ハ その他N-CBT利用校等との連携に関し必要な事項  
(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター所長
- (2) 部門主任
- (3) チーフコーディネーター
- (4) コーディネーター
- (5) アドバイザー
- (6) その他学長が必要と認める職員

2 前項の職員のほか、センター所長が必要と認める場合は、副センター所長及び部門副主任を置くことができる。

(センター所長)

第5条 センター所長は、センターの管理運営を統括する。

(副センター所長)

第5条の2 副センター所長は、本学の教員のうちからセンター所長の意見を聴いて、学長が命ずる。

2 副センター所長は、センター所長の業務を補佐する。

3 副センター所長の任期については、鳴門教育大学センター所長選考規則（平成16年規則第18号）第4条の規定を準用する。

(部門主任)

第6条 部門主任は、第3条当該各号に掲げる部門の業務を掌理する。

2 部門主任は、兼務を命じられた教員のうちからセンター所長の意見を聴いて学長が指名する。

3 部門主任の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門副主任)

第7条 部門副主任は、部門主任の業務を補佐する。

2 部門副主任は、兼務を命じられた教員のうちからセンター所長の意見を聴いて学長が指名する。

3 部門副主任の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(チーフコーディネーター)

第8条 チーフコーディネーターは、第3条第2号及び第3号に掲げる部門における連携協力校等との連絡・調整に係る統括業務を行う。

2 チーフコーディネーターは、教育現場での実務経験を有する者をもって充てる。

3 チーフコーディネーターの任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(コーディネーター)

第9条 コーディネーターは、第3条当該各号に掲げる部門における連携協力校等との連絡・調整及び連携協力校等で実習する学生への教育支援業務を行う。

- 2 コーディネーターは、兼務を命じられた教員をもって充てる。
- 3 コーディネーターの任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第10条 アドバイザーは、第3条当該各号に掲げる部門のコーディネーターと協働して、連携協力校等との連絡・調整及び学生への教育支援業務を行う。

- 2 アドバイザーは、教育現場での実務経験を有する者をもって充てる。
- 3 アドバイザーの任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター会議)

第11条 センターの運営に関する基本的事項を審議するため、センター会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、第4条に規定する職員をもって構成する。
- 3 会議に議長を置き、センター所長をもって充てる。
- 4 議長は、会議を招集しその議長となる。
- 5 会議は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) センターの運営方針に関すること。
  - (2) センターの年度業務実施計画に関すること。
  - (3) センター人事、予算に関すること。
  - (4) センターの業務の実施に関すること。
  - (5) その他センターの運営に必要な事項

(事務)

第12条 センターの事務は、教務部教務課において処理する。

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 鳴門教育大学教職キャリア支援センター規則（平成22年規則第5号）は、施行日をもって廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において、改正前の第6条に規定する者の任期は、令和4年3月31日までとする。
- 3 施行日において、第7条の規定に基づき選出された者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。